# 新潟市介護サービス事業所等燃料費高騰対策支援金

### 1 制度概要

物価高騰の影響により、居宅に訪問する車両に使用する燃料費の負担が増加している介護 サービス事業所等に対して、定額の支援金を交付し、サービスの質の確保及び業務継続を支援 します。

#### 2 対象事業所等及び支援金額

令和7年1月1日現在、新潟市内に住所を有する介護サービス事業所等を運営する法人。ただし、下記の介護サービス事業所等は除く。

- ① 令和7年1月1日現在において事業の開始又は再開から2月以上経過していない介護サービス事業所等
- ② 令和7年1月1日以降に事業を開始する介護サービス事業所等
- ③ 申請時点で休止又は廃止している介護サービス事業所等(感染症発生に伴う一時的な休止の場合を除く。)
- ④ 事業を継続する意思がなく、令和6年度中に休止又は廃止を予定している介護サービス事業所等
- ⑤ 国、独立行政法人、県、市(市が委託又は指定管理者が運営している施設を除く。)が運営する介護サービス事業所等

#### 〇下表のサービスを対象と

し、1 事業所あたり定額で支援金を交付します。法人において複数のサービスを運営している 場合は合算して交付します。

類型	施設・サービス種別	1事業所あたりの
		支援金額
訪問系事業所	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、 訪問リハビリテーション、定期巡回・随 時対応型訪問介護看護、訪問型基準緩和 サービス	50,000円
居宅介護支援	居宅介護支援、介護予防支援	20,000円

## 3 手続き

〇対象と<u>なる法人に対して、新潟市介護保険課より申請書類を郵送します。</u>

〇法人は、令和7年3月12日(水)までに申請書類を新潟市介護保険課に郵送してください。

〇支援金の手続きについては、介護サービス事業所等を運営する法人がまとめて行いますの で、事業所単位での手続きは不要です。





**T**951-8550

新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

○新潟市福祉部介護保険課

TEL 025-226-1273

メール kaigo@city.niigata.lg.jp